

新型インフルエンザ等対応 業務継続計画

平成30年3月20日

東京地方裁判所

目 次

第1 基本的な考え方	
1 目的	1
2 本計画の適用範囲	1
3 他の業務継続計画との関係	1
4 実施体制	2
(1) 平常時の体制	2
(2) 発生時の体制	2
第2 業務継続計画の前提となる被害状況等の想定	2
第3 発生時の業務体制等	
1 業務継続の基本的方針	2
2 業務の分類	3
(1) 発生時継続業務	3
(2) 発生時継続業務以外の業務（縮小又は中断業務）	4
3 新型インフルエンザ等発生時の執務体制の確保	4
(1) 指揮・命令系統の確保	4
(2) 人員計画等の作成	4
(3) 特定接種体制の構築	4
4 業務継続計画の発動・運用	4
(1) 海外発生期	5
(2) 国内発生早期	5
(3) 国内感染期	5
(4) 小康期	6
第4 業務継続のための執務環境の確保	
1 物資・サービスの確保	7
2 事業者への要請	7
3 食堂・売店等の営業	7
第5 感染対策の徹底	7
第6 業務継続計画の維持・管理等	
1 関係機関との調整	7
2 教育	7
3 改善	7
別紙1	8
別紙2	9

第1 基本的な考え方

1 目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要である。

裁判所は、新型インフルエンザ等発生時においても、国民の権利の実現、各種の紛争解決、刑罰法令の適正な実現その他の裁判所の機能を最低限維持することが求められる。

本計画は、「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」において作成された「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（平成26年3月31日）」（以下「政府のガイドライン」という。）を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時においても、想定される被害状況等に応じて、裁判所が求められる機能を維持し必要な業務を継続できるよう、適切な対策を講ずるために策定するものである。

2 本計画の適用範囲

本計画は、東京地方裁判所管内すべての裁判所を対象としている。今後、地裁立川支部（立川簡易裁判所を含む。以下これらを総称して「立川支部」という。）、墨田庁舎、執行センター、管内各独立簡易裁判所において、本計画を踏まえた上で、各庁舎の実情や地域の事情を反映する必要がある場合は、関係機関と十分な調整を行って、業務継続計画実施細目を適宜策定するものとする。

3 他の業務継続計画との関係

東京地方裁判所においては、東京高等裁判所と共に、首都直下地震を想定した「東京高地簡裁合同庁舎災害対応業務継続計画」を策定しているところである。同計画と本計画とでは、非常時における制約のある状況において、継続すべき優先業務を特定し、裁判所の機能を維持するという目的やその実現のための方法などの点で共通する要素もあるが、首都直下地震と新型インフルエンザ等では、被害の地理的な範囲、被害が継続する期間、被害への対応など異なる要素が多いこと等から、本計画は、首都直下地震を想定した業務継続計画とは別個の業務継続計画として策定するものである。

4 実施体制

(1) 平常時の体制

新型インフルエンザ等の発生に備え、本庁民事部、本庁刑事部、本庁事務局各課、東京簡易裁判所、立川支部及び管内各独立簡易裁判所（以下これらを総称して「各部署」という。）において、関係機関とも連携を図り、情報収集に努める。

(2) 発生時の体制

東京地方裁判所においては、新型インフルエンザ等が発生した場合には、裁判所としての対策等を推進するとともに、業務継続の組織体制の構築と指揮命令系統を明確化するための意思決定機関として、所長を本部長とする対策本部を設置する。また、東京地方裁判所が特大規模庁であることに鑑み、本庁民事部、本庁刑事部、地裁立川支部及び東京簡易裁判所は、それぞれの部署のみに関する事項の意思決定を行う機関として、民事部代表者連絡会、刑事部代表者連絡会、立川支部代表者連絡会及び東簡代表者連絡会（以下総称して「各連絡会」という。）を設置することができる（別紙1）。

各連絡会における決定事項については、隨時、対策本部に報告することとする。

第2 業務継続計画の前提となる被害状況等の想定

新型インフルエンザ等の流行規模や被害規模は、病原性や感染力等に左右されるものであり、現時点でこれを予測することは困難である。政府のガイドラインにおいては、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータ等を参考に、新型インフルエンザ等発生時の被害状況等につき、以下のとおり想定されている。

- ・ 国民の25%が、各地域ごとに流行期間（約8週間）の中でピークを作りながら順次り患する。り患者は、1週間から10日間程度り患して欠勤するが、その大部分は、一定期間の欠勤期間後に治癒し、免疫を得て職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約2週間）に職員が発症して欠勤する割合は、多く見積もっても5%程度であると考えられるが、職員自身がり患する場合のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる。）のために出勤が困難となる場合、不安により出勤しない場合があることを見込み、職員の最大40%程度が欠勤する。

新型インフルエンザ等発生時における裁判所の業務継続計画を検討するに当たっても、上記のような被害状況等の想定と異なる想定をすべき事情はない。

したがって、本計画は、上記のような被害状況等の想定を前提として策定するものである。

第3 発生時の業務体制等

1 業務継続の基本的方針

東京地方裁判所は、新型インフルエンザ等発生時において、利用者や職員の生命・健康を保護しつつ、最低限の機能を維持するため、新型インフルエンザ等発生時にも継続が必要な業務を絞り込み、人的資源を集中させるとともに、感染拡大につながるおそれのある業務は極力中断する。

具体的には、東京地方裁判所は、新型インフルエンザ等発生時において、利用者や職員の生命・健康を保護するために、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加する業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、裁判所の最低限の機能を維持するために必要な業務（以下「一般継続業務」といい、強化・拡充業務と併せて「発生時継続業務」という。）を継続することとし、その他の業務（以下「発生時継続業務以外の業務」という。）は縮小又は中断する。

そこで、東京地方裁判所の業務を、「発生時継続業務」（強化・拡充業務及び一般継続業務）と「発生時継続業務以外の業務」に分類し、「発生時継続業務以外の業務」には優先順位を付ける。

その上で、新型インフルエンザ等発生時において、発生時継続業務を適切に実施、継続できるよう、必要な人員、物資等を確保する。特に人員については、国内において新型インフルエンザ等が発生した際に、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に従事する職員の代替要員として確保する。

2 業務の分類

（1）発生時継続業務

ア 強化・拡充業務

新型インフルエンザ等の対策に関する業務であり、新型インフルエンザ等の発生により新たに業務が発生し、又は業務量が増加するものである。

具体的には、利用者や職員の生命・健康を保護するとともに、指揮・命令系統を維持して裁判所の最低限の機能を維持するために必要な以下の業務がこれに該当する。

なお、以下の各業務は各部署又は各庁舎の担当部署においてそれぞれ行い、その結果を対策本部に報告する。総務課においては、対策本部の指示により、各部署の状況等につき、適宜の方法により各部署に情報提供することとする。

- ① 新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析、その連絡調整等の業務
- ② 感染防止対策業務（庁舎管理等）
- ③ 人員体制、発生時継続業務等に関する指揮・命令等の業務
- ④ 国民に対する業務の状況の周知、利用者等からの問い合わせへの対応等

イ 一般継続業務

政府のガイドラインにおいては、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより、国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小

することが困難なものとされている。

東京地方裁判所においては、最低限の機能を維持するため、緊急性が特に高い業務（別紙2参照）を一般継続業務とする。

なお、対策本部においては、管内独立簡易裁判所から要望があった場合は、その人員体制等を考慮し、令状事務等について、関係機関と調整の上、対応が可能な本庁又は支部に集約することも検討する。

(2) 発生時継続業務以外の業務（縮小又は中断業務）

政府のガイドラインにおいては、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務であり、業務の実施が遅れることにより国民生活や経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先の観点から一定期間の縮小又は中断がやむを得ないものとされている。

東京地方裁判所においては、発生時継続業務以外の業務についても、緊急性や国民の権利利益に与える影響の大きさに応じて、優先順位を第1順位から第3順位まで付け（別紙2参照）、優先順位の低いものから縮小又は中断する。

3 新型インフルエンザ等発生時の執務体制の確保

(1) 指揮・命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時に、業務上の意思決定機能を維持するため、各部署において以下の事項を検討する。

- ・ 権限者のり患に備えて、代行者等を指名する。
- ・ 権限者と代行者等が同時にり患しないよう、同時同場所の勤務を避ける。等

(2) 人員計画等の作成

各部署においては、発生時継続業務を適切に実施、継続するために必要な人員を確保するための人員計画を別途策定する。

当該計画は、発生時継続業務を適切に実施、継続するために必要な人員を算出した上で、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足等による都合で出勤困難となる可能性のある職員や基礎疾患有するため出勤困難となる可能性のある職員等を考慮して策定する。

また、通勤時や勤務時の感染機会を低減するための勤務体制を整える。

(3) 特定接種体制の構築

ア 特定接種対象者

特定接種対象者は、各部署の意見を踏まえ、所長が定める。

イ 特定接種実施医療機関

特措法第28条に基づく特定接種実施医療機関は、

とする。

4 業務継続計画の発動・運用

東京地方裁判所は、政府が新型インフルエンザ等対策本部（特措法第15条第1項）

以下「政府対策本部」という。)を設置した場合には、速やかに業務継続計画を発動する。業務継続計画に基づく業務体制等の実施は、流行の各段階に応じて行う必要があるため、以下において各発生段階における一応の運用を示すこととする。しかし、これは一つの目安にとどまり、新型インフルエンザ等の流行規模や被害規模は、病原性や感染力等に左右されるものである上、各部署の体制等の実情や地域の事情も異なることから、業務継続計画の運用については、各部署の実情等を踏まえて柔軟に行うこととする。

(1) 海外発生期

海外発生期とは、海外で新型インフルエンザ等が発生したものの、国内では新型インフルエンザ等は発生していない状態である。

海外発生期では、直ちに国内の裁判所の業務に対して影響が生じることは考えにくいが、国内で新型インフルエンザ等が発生する場合に備え、対策本部を設置し、新型インフルエンザ等に関する情報収集に努め、業務継続計画に修正等を加える必要性の有無について検討し、縮小又は中断する業務や縮小内容等の方針について関係機関及び各部署に周知するなどして、国内発生早期に移行した場合に備える。

(2) 国内発生早期

国内発生早期とは、国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態である(ただし、国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。)。

政府対策本部が国内発生早期に入ったことを宣言した場合には、各部署の実情等に応じて、発生時継続業務以外の業務のうち、優先順位の低い業務を縮小又は中断することを検討し、特定の部署で欠勤者が多数となった場合には応援体制をとることも検討する。また、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等が不明である場合には、これらが重篤な場合を想定して、早期に発生時継続業務以外の業務をいつたん縮小又は中断し、その後、状況を踏まえて縮小又は中断の見直しを検討する。

なお、各部署の実情等によっては、さらなる対策を講じることも検討する。例えば、地域において感染が拡大している場合、近隣の行政機関等が新型インフルエンザ等の流行を理由に業務を縮小又は中断している場合、当該部署の複数の職員がり患し、東京地方裁判所内での感染が疑われる場合などは、各部署において、国内感染期における業務体制に移行することを検討し、その結果を対策本部に報告する。

(3) 国内感染期

国内感染期とは、国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態をいい、感染拡大からまん延、患者の減少に至るまでの時期を含むものである。

政府対策本部が国内感染期に入ったことを宣言した場合には、発生時継続業務以外の業務を縮小又は中断し、新型インフルエンザ等発生時の業務体制に移行する。また、政府対策本部が、新型インフルエンザ等緊急事態(特措法第32条第1項)を宣

言した場合には、各部署の実情等に応じて、発生時継続業務以外の業務を大幅に縮小又は中断する。

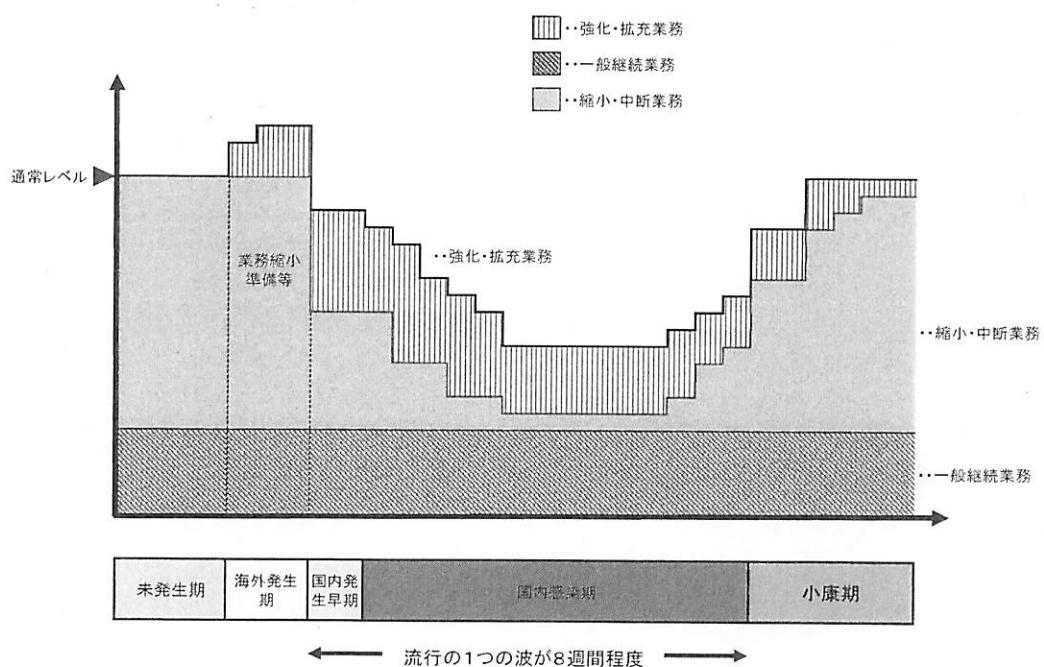
(4) 小康期

小康期とは、新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態をいう。

政府対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合には、各部署は通常の業務体制への復帰を検討する。業務の拡大・再開等については、地域における感染状況等を踏まえ柔軟に判断することとする。

また、対策本部は、各部署からの報告を踏まえ、小康状態の後の第二波、第三波に備え、必要に応じて業務体制の見直し等を検討する。

○ 新型インフルエンザ等発生時の業務継続の時系列イメージ



第4 業務継続のための執務環境の確保

1 物資・サービスの確保

庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等の発生時継続業務を適切に実施、継続するために必要な物資・サービスをリストアップするとともに、物資については必要に応じて備蓄する。

2 事業者への要請

上記1の物資・サービスを提供する事業者（委託業者）に対し、業務継続のための協力を要請する。当該事業者による物資・サービスの提供が困難である場合には、代替策を検討する。

3 食堂・売店等の営業

裁判所の庁舎内で営業する食堂や売店等については、当該地域における新型インフルエンザ等の感染状況、食堂等の利用状況、周辺の施設の状況等を考慮した上で、営業を継続するか否かを検討するよう依頼する。

第5 感染対策の徹底

発生時継続業務を適切に実施、継続するため、新型インフルエンザ等に関する基本的な知識等を職員及びその家族に周知徹底するとともに、「新型インフルエンザ感染防止対策のためのガイドライン」（平成21年5月作成）や政府のガイドライン等を参照の上、感染対策を徹底する。

第6 業務継続計画の維持・管理等

1 関係機関との調整

各部署は、業務継続計画の実行に際しては関係機関との連携が不可欠であるから、関係機関との調整を十分に行う。

2 教育

各部署は、業務継続計画の実効性を高めるため、職員に対し、平常時から同計画の周知に努め、業務継続等の重要性を認識させる。特に強化・拡充業務に従事する職員に対しては、研修、訓練等を通じて必要な知識等を習得させる。

3 改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合や、教育等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務継続計画の見直しを行う。見直しの事務は総務課がとりまとめることとする。

意思決定機関の組織、構成員

対策本部	
司法行政事務全体	(構成員 20名) 所長・所長代行(民第一、第二、執行センター、刑第一、第二)・首席書記官(民事・刑事)・次席書記官(民事1・刑事1)・事務局長・事務局次長(労務・経理)・事務局課長(総・人・経)・立川支部長・事務局次長(立川)・東簡代行・東簡事務部長
本庁民事部のみ に関する事項	民事部代表者連絡会 (構成員 適宜追加変更可) 民事部所長代行者(第一、第二、執行センター、中目黒、特殊部)、首席書記官、次席書記官、訟廷管理官
本庁刑事部のみ に関する事項	刑事部代表者連絡会 (構成員 適宜追加変更可) 刑事部所長代行者(第一、第二)、首席書記官、次席書記官、訟廷管理官、裁判員調整官
地裁立川支部の みに関する事項	立川支部代表者連絡会 (構成員 適宜追加変更可) 立川支部長、立川支部民刑次席書記官、民刑訟廷管理官、裁判員調整官、事務局次長(立川)、庶務部第一課長、第二課長
東京簡易裁判所 のみに関する事 項	東簡代表者連絡会 (構成員 適宜追加変更可) 東簡代行、東簡民刑首席書記官、民刑訟廷管理官、事務部長、事務部第一課長、第二課長、墨田庁舎業務統括、民刑次席書記官(墨田)

※検察審査会事務局長(第一検審)は、対策本部にオブザーバー参加する。

業務の分類

		民事	刑事	司法行政	
一般 継続 業務		・文書の受付に関する事務 ・保全に関する事務(特に緊急性の高いもの) ・DV事件に関する事務 ・人身保護に関する事務		・令状(身柄に関する裁判を含む。)に関する事務 ・医療観察事件(鑑定入院命令・決定がされている事件)に関する事務 ・裁判部の一般継続業務を継続するためには必要な事務(外部機関対応、会計事務、広報事務、管理事務等)	
		・上記業務を継続するために必要な範囲内の訟廷事務			
発生 時 継続 業務 以外 の 業務	第1順位	・保全に関する事務(上記以外のもの) ・執行に関する事務(特に緊急性のあるもの) ・倒産に関する事務(特に緊急性のあるもの)		・第1順位の裁判部の業務を継続するためには必要な事務 ・給与事務	
	・上記業務を継続するために必要な範囲内の訟廷事務				
第2順位	・民事訴訟に関する事務 ・督促手続に関する事務 ・民事調停に関する事務 ・執行に関する事務(上記以外のもの) ・倒産に関する事務(上記以外のもの) ・その他の民事事件に関する事務		・刑事公判(勾留がされている事件)に関する事務 ・医療観察事件(鑑定入院命令・決定がされていない事件)に関する事務 ・その他の刑事事件に関する事務	・第2順位の裁判部の業務を継続するためには必要な事務	
	第3順位			上記いずれにも該当しない総務・人事・会計・資料等の事務	

※各業務の詳細については、各部署の実情に応じて、別途定めることができる。

※検察審査会に関する事務は、検察審査会において別途定められる。